

報告第十三号

平成二十二年江戸川区一般会計の繰越明許費の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十六条第二項の規定により、平成二十二年江戸川区一般会計の繰越明許費の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十三年六月二十八日

江戸川区長 多田正見

平成22年度 江戸川区一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収 特定財源	未収 特定財源	一般財源
3 区民生活費	3 文化共育費	文化施設整備費 (塩沢江戸川荘空調設備改修)	千円 253,270	千円 184,888	千円 0	千円 0	千円 184,888
		東小岩地区図書館建設費	627,200	626,342	580,000	0	46,342
9 土木費	2 土地区画整理費	土地区画整理事務費 (瑞江駅西部地区電線共同溝地中化工事負担金)	23,179	23,179	0	0	23,179
	3 道路橋梁費	都市計画道路整備受託事業費	32,400	18,855	0	18,855	0
		道路舗装費 (交差点改良工事)	15,991	15,991	0	0	15,991
		歩道整備費 (交差点改良工事)	11,382	11,382	0	0	11,382
10 教育費	2 小学校費	学校施設建設費 (船堀小学校改築設計) (第二葛西小学校改築設計)	139,620	107,420	0	0	107,420
合 計			1,103,042	988,057	580,000	18,855	389,202

平成23年 6 月28日
江戸川区長 多田正見